No	資料名		頁・行等詳細	仕様書の該当記載内容	分類（意見/質問）	意見/質問内容	意見/質問の理由	回答案
1	本体	業務説明資料	第1　基本事項 6支払条件・契約スキーム	「受注者は、次の条件を満たす契約スキームを提案すること。」	質問	受注者（契約元）が支払に特化した業者となる場合を想定した質問です。 再委託予定の業者が提案の主体となることは（ヒアリングの出席等）、問題ないでしょうか？	貴市と適切な意思疎通を行うべく、システム構築自体を担う再委託業者が提案主体としたいためです。	受注者が支払いに特化した事業者となる際に、システムの提供事業者が提案主体となることに問題はありません。
2	本体	業務説明資料	別紙6　（参考）委託契約約款	委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する請求等をしたときは、契約不適合期間の内に請求等をしたものとみなす	意見	契約不適合責任期間について、「受託者は本業務について引き渡しを行った日を起算日として1年間、本業務の遂行により生じた成果物等に対する契約不適合責任を負うこととする。」という内容に変更をご検討願います。	契約不適合責任期間について、民法改正前の「引渡しの日から1年」に対して「知った時から1年」と契約条件の前提が変更され、組織体制や費用面に及ぶ影響が大きくなるためです。	契約時の調整事項とします。
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								